

東松山市雨水流出抑制施設設置基準（雨水放流可能区域外）のよくある質問

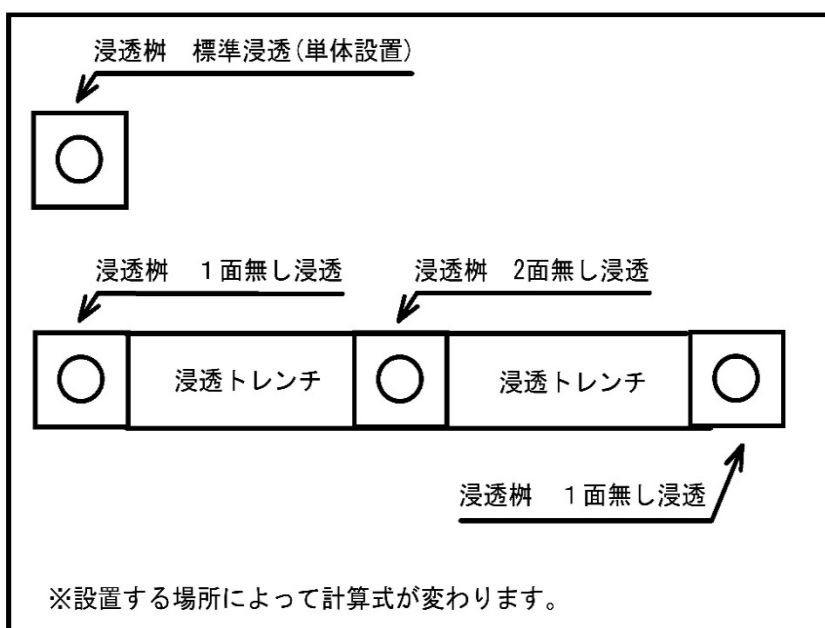
◇雨水流出抑制施設台帳の提出等に関する質問

- Q 1 押印が必要な書類はありますか。
- A 1 特にありませんが、窓口で訂正を行う場合は、代理人の訂正印をご用意ください。
- Q 2 10,000 m²以上の開発行為等の際には、雨水流出抑制の担当部署はどこになりますか。
- A 2 埼玉県県土整備部河川砂防課（さいたま市浦和区高砂3-15-1）が担当となります。
東松山市道路河川課では500 m²以上10,000 m²未満が対象となります。
- Q 3 道路河川課のホームページに掲載されています自動計算シートについて、数字を入力して印刷したものを雨水流出抑制施設台帳の計算シートとして使用してよろしいですか。
- A 3 使用して問題ありません。
- Q 4 雨水流出抑制施設台帳の内容に変更が生じた場合や計画した行為を取りやめる場合は、どのような手続きが必要ですか。
- A 4 変更する内容が、東松山市雨水流出抑制施設設置基準第5条の2のただし書き（1）から（4）に該当しない場合は、雨水流出抑制施設台帳変更届出書の提出が必要です。
また、計画した行為を取りやめる場合は、雨水流出抑制施設台帳廃止届出書の提出が必要です。
- Q 5 計画施設と完成施設で施工誤差が生じた場合の取り扱いはどうなりますか。
- A 5 出来形がプラスであれば変更届出書は必要ありませんが、マイナスであれば変更届出書を提出する必要があります。
- Q 6 計画面積と確定測量後の面積の相違の取り扱いはどうなりますか。
- A 6 確定面積で計算した対策量に対して処理量が上回っていれば、変更届出書を提出する必要はありません。

◇雨水の処理に関する質問

- Q 1 「宅地内に降る雨水について、宅内処理すること」とはどういう意味ですか。
- A 1 宅地内に降る雨水は、雨水流出抑制施設によりその宅地内で処理することが原則となります。また、隣接する土地（道路や宅地、公園、ゴミステーション等）へ流出しないようにブロック塀や地先境界ブロック等で対策を講じるものとします。
- Q 2 対策量及び処理量等の数値の小数点以下の表示について。
- A 2 対策量：小数点以下第3位表示（小数点以下4位切上げ）
処理量：小数点以下第3位表示（小数点以下4位切り捨て）
詳しくは計算例をご確認ください。
- Q 3 正方形浸透柵の補正係数（1面浸透なし、2面浸透なし）について。
- A 3 正方形の浸透柵と浸透トレンチが連結している場合に、正方形の浸透柵（4面）が、1面接している場合は「1面浸透なし」、2面接している場合は「2面浸透なし」となり、それぞれ補正係数により算出します。
- 補正係数を考慮した比浸透量＝標準正方形浸透柵の比浸透量×補正係数
- ・ 1面浸透なしの補正係数＝ $(3 / 2H + W) / (2H + W)$
 - ・ 2面浸透なしの補正係数＝ $(H + W) / (2H + W)$

浸透柵の種類について



- Q 4 宅地開発に伴うゴミ置き場等の計算をどのように取り扱いますか。
- A 4 ゴミ置き場の敷地面積は、全体の集水面積に含み対策量を計算し、各区画においても隣接する宅地や公園等に含めて対策量を計算します。
- Q 5 宅地開発等で、密粒アスファルト等の駐車場を計画する場合の流出係数について。
- A 5 工種別基礎流出係数の「その他の不透水面」を採用し、0.80 とします。
- Q 6 比浸透量の算出は、公益社団法人雨水貯留浸透技術協会の「雨水浸透施設技術指針（案）」を準用するとありますが、算定式は教えてもらえますか。
- A 6 比浸透量の算定式は、道路河川課の窓口で閲覧できますが、東松山市ホームページの道路河川課欄には、計算例や計算シートが掲載してあります。また、埼玉県雨水浸透施設の設置等に関する条例（許可申請・届出手引き）にも雨水貯留浸透技術協会の「雨水浸透施設技術指針（案）」調査・計画編に比浸透量の算定式の出典がありますので、ご参照ください。
- Q 7 開発帰属道路でない私道の場合の計算方法や設置条件等について。
- A 7 私道である場合は、工種別基礎流出係数の「道路」を採用し、流出係数 0.85 で対策量を計算します。また、公道と接する部分については、グレーチング付き U 字溝を敷地内に設置し公道への雨水流出を防止します。
- Q 8 宅地開発の雨水処理の計算方法について。
- A 8 各区画ごとに対策量と処理量を計算し、それを集計した合計の対策量と処理量を台帳に記載します。
- Q 9 密粒アスファルト、透水性アスファルト、コンクリートの流出係数を教えてください。
- A 9 工種別基礎流出係数により
- | | |
|-----------------|---------------|
| 密粒アスファルト、コンクリート | 0.8（その他の不透水面） |
| 透水性アスファルト | 0.7（透水性舗装） |
- Q 10 敷地境界には、グレーチング付き U 字溝を設置する必要がありますか。
- A 10 専用住宅以外の車の出入口で、公道上に雨水が流入する恐れがある場合には、敷地境（敷地内）にグレーチング付き U 字溝を設置して宅地内の雨水を処理してください。

Q 1 1 将来的には建物を建築する予定で、土地の区画形質の変更で開発行為を申請しますが、対策量を求めるにあたり、現時点で予定建築物がわからない場合はどの計算式を用いれば良いのでしょうか。

A 1 1 集水面積に土地の建ぺい率を乗じたものを屋根面積とし、残りの面積に対しては流出係数0.5として加重平均して集水面積の総括流出係数を求めることができます。その総括流出係数により対策量を計算します。

Q 1 2 開発する土地の東側と西側それぞれに浸透トレンチを設置しようと思います。この場合雨水対策量は、計算する範囲を分けて計算が必要ですか。

A 1 2 土地の東側と西側が、分水嶺で分かれている場合は、分けて計算が必要です。

◇雨水処理施設に関する質問

Q 1 雨水浸透施設は、盛土部分に設置してよいですか。

A 1 原則として浸透施設は、盛土地盤に設置できません。やむを得ず設置する場合は、盛土地盤を良質土で締固め、透水試験を行い土壌の飽和透水係数が 0.108 m/h r 以上となるようにします。

(東松山市雨水流出抑制施設設置基準(雨水放流可能区域外)第12条)

Q 2 雨水浸透施設の基本的な事項と仕様について。

A 2 下記の文言を土地利用計画図や雨水排水計画図や施設構造図等に明示すること。

- 1) 雨水について、宅内処理とすること。
- 2) 浸透施設は、レベル施工とすること。
- 3) 屋根の雨水は、雨樋から浸透施設につなげて処理するように施工すること。
- 4) 浸透施設は、隣地境界から1 m以上離すこと。
- 5) 浸透施設は、施設間の相互干渉を防ぐため、有効距離1.5 m以上離すこと。
- 6) 透水シート(保護シート、不織布)は、透水係数 $1.0 \times 10^{-3} \sim 1.0 \times 10^{-4} \text{ m/s}$ 以上とする。
- 7) 管口フィルターは、8メッシュ程度とする。
- 8) 雨水浸透施設は、現状地盤以下に設置する。
- 9) 原則として、盛土地盤へ雨水処理施設を設置してはならない。
やむを得ず設置する場合は、盛土地盤を良質土で締固め、透水試験を行い土壌の飽和透水係数が 0.108 m/h r 以上となるようにするものとする。

◇その他の質問

- Q 1 既存の雨水処理施設がある場合の取り扱いについて。
- A 1 過去に雨水流出抑制施設台帳で同意している場合は、計算に含めることが可能です。ただし、過去に同意した際の雨水処理施設の規格・寸法がわかる図面や既存施設が残存していることが条件になります。
- Q 2 雨水流出抑制施設を設置するにあたり、市から補助金はありますか。
- A 2 現在、雨水流出抑制施設設置に対する補助金の制度はありません。
- Q 3 東松山市道路河川課では使用することを指定された桝はありますか。
- A 3 桝の指定はありません。
- Q 4 会社が東松山市から遠く、書類提出に大変時間がかかりますが、書類の提出はメールや郵送等は受け付けておりますか。
- A 4 原則として道路河川課窓口への書類の提出ですが、遠距離等の場合は、郵送で受け付けておりますので、道路河川課までご連絡ください。